

## 本市における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の状況について

(注1) (★) 箇所は、今回見直しの対象としているわがまち特例。

(注2) (●) 箇所は、本市において参酌割合を採用しているわがまち特例。

対 象	特例割合※ <sup>1</sup>		適用期間	適用実績 (令和5年度)		
	法で定める範囲	本市が条例で定める割合(現行)		件数 (件)	軽減税額 (千円)	
家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産 (★)	1/3～2/3 (参酌：1/2)	1/3 最大限の軽減	期間の定めなし	1	2	
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産 (★)	1/3～2/3 (参酌：1/2)	1/3 最大限の軽減	期間の定めなし	0	0	
事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産 (★)	1/3～2/3 (参酌：1/2)	1/3 最大限の軽減	期間の定めなし	0	0	
公害防止装置（污水又は廃液処理施設）(●)	1/3～2/3 (参酌：1/2)	1/2	期間の定めなし	5	243	
公害防止装置（下水道除害施設）(●)	7/10～9/10 (参酌：4/5)	4/5	期間の定めなし	0	0	
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等 (●)	1/2～7/10 (参酌：3/5)	3/5	5年度分	0	0	
電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 (●)	太陽光発電設備 1,000kw未満	1/2～5/6 (参酌：2/3)	2/3	3年度分	0	0
	太陽光発電設備 1,000kw以上	7/12～11/12 (参酌：3/4)	3/4	3年度分	0	0
エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 (●)	風力発電設備 20kw以上	1/2～5/6 (参酌：2/3)	2/3	3年度分	0	0
	風力発電設備 20kw未満	7/12～11/12 (参酌：3/4)	3/4	3年度分	0	0
エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 (●)	水力発電設備 5,000kw以上	7/12～11/12 (参酌：3/4)	3/4	3年度分	0	0
	水力発電設備 5,000kw未満	1/3～2/3 (参酌：1/2)	1/2	3年度分	0	0
エネルギーの調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 (●)	地熱発電 1,000kw未満	1/2～5/6 (参酌：2/3)	2/3	3年度分	0	0

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 (●)	設備	1,000kw 以上	1/3~2/3 (参酌: 1/2)	1/2	3年度分	0	0
再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 (●)	バイオマス発電設備	10,000kw 以上	1/2~5/6 (参酌: 2/3)	2/3	3年度分	0	0
		20,000kw 未満	1/3~2/3 (参酌: 1/2)	1/2	3年度分	0	0
浸水防止用設備 (●)			1/2~5/6 (参酌: 2/3)	2/3	5年度分	0	0
企業主導型保育事業の用に供する固定資産 (★)			1/3~2/3 (参酌: 1/2)	1/3 最大限の軽減	5年度分	36 <sup>※2</sup>	6,068
緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地 (★)			1/2~5/6 (参酌: 2/3)	1/2 最大限の軽減	3年度分	0	0
生産性革命の実現に向けて中小事業者等が取得した先端設備等			0~1/2	0 最大限の軽減 <sup>※3</sup>	3年度分	174	138,730
サービス付き高齢者向け賃貸住宅 (●)			1/2~5/6 <sup>※4</sup> (参酌: 2/3)	2/3 <sup>※4</sup>	5年度分	24	27,528

※1 特例割合：課税標準にかけ合わせるもの（小さい方が税額は少なくなる）

※2 土地、家屋、償却資産ごとの適用件数を合わせたもので、施設数とは異なる。

※3 参酌割合が定められていないため、地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額の算定においては、本市が条例で定める割合が用いられる。なお、当該特例については、令和4年度末までの取得分をもって廃止されることが決定している。

※4 「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」については、減額割合（本来の税額から差し引くもので、大きい方が税額は少なくなる）。